

一般国道の直轄区間の見直しに係る 個別協議の状況に関する確認事項

国土交通省
さいたま市

一般国道の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進委員会の勧告及び地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、協議を進めております。

このため、国土交通省とさいたま市双方において、

- ①一般国道の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること
- ②移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期をさいたま市と協議すること
- ③今後、地方分権改革推進委員会や政令指定都市会、さいたま市から道路・河川の移譲範囲の更なる拡大が求められた場合には適宜協議すること。

を前提に、一般国道の直轄区間の見直しに関する個別協議の現時点における状況については、下記の通りです。

記

（1）移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

①早期の移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
17号	さいたま市南区辻	さいたま市中央区下落合	7	新大宮バypass現道
17号	さいたま市大宮区桜木町	さいたま市北区吉野町	5	新大宮バypass現道
合計			12	

②一定期間後（整備後等）に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
17号	さいたま市中央区下落合	さいたま市大宮区桜木町	※1 3	新大宮バypass現道
17号	さいたま市北区吉野町	さいたま市北区吉野町(市境)	※2 1	上尾道路現道
合計			4	

※1：拡幅事業である与野大宮道路の整備完了後に移管する。

※2：上尾道路（一般部）の整備完了後に移管する。

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
16号	さいたま市西区西遊馬	さいたま市北区吉野町	9	
16号	さいたま市見沼区丸ヶ崎	さいたま市岩槻区长宮	7	
298号	さいたま市南区文蔵	さいたま市南区辻	2	
合計			18	

以上。